

国空予管第587-2号
平成22年9月30日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

「ユニットプライス型積算方式の試行について」の一部改正について

標記について、「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付空経第212号）を一部改正することとしたことに伴い、「ユニットプライス型積算方式の試行について」（平成17年10月19日付国空予管第411号、国空建第100号）についても、下記のとおり改正することとしたので、平成22年10月1日以降、準備ができ次第速やかに適用することとし、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。

記

「ユニットプライス型積算方式試行実施要項」中の「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」並びに「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

ユニットプライス型積算方式試行実施要領

第1 目的

ユニットプライス型積算方式（以下「本方式」という。）は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、受注者の有する技術力の活用促進、積算業務の合理化等を図ることを目指すものである。

なお、本方式においては、発注者と受注者が請負代金額の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行うことにより、契約上の事務手続の円滑化を図るとともに、以後の積算業務の効率化を図るものである。

第2 試行における対象工事の範囲

空港基本施設舗装工事を対象とし、当分の間、その中から本方式の試行工事を抽出するものとする。

第3 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続きは従来どおり実施するものである。

ただし、本方式においては、契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について、発注者と受注者が合意を行うこととなるため、以下の点について留意して実施すること。

1. 公告等による入札参加者への周知

以下に該当するものに、 内の文を記載することにより、本方式の試行対象工事であることを入札参加希望者に周知するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| 一般競争入札の場合 | ：入札公告及び入札説明書 |
| 公募型指名競争入札の場合 | ：揭示及び技術資料作成要領 |
| 上記以外の指名競争入札の場合 | ：指名通知 |

(記載例)

- (○) 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。
- (○) 本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と受注者が協議して定める。

2. 契約書等の記載

本方式においては、発注者と受注者が請負代金の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行い、これにより、請負代金額の変更等の以後の契約手続を円滑に行うこととしている。このため、工事請負契約書の記載等については、次

のとおりとするものとする。

1) 契約書の記載

① ユニット請負代金内訳書及び単価合意書

本方式の実施にあたっては、受注者から請負代金内訳書に代わるユニット請負代金内訳書の提出を受け、ユニット区分毎の単価の協議を行った上で、当該受注者と単価合意書を締結する必要があることから、工事請負契約書第3条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（ユニット請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、ユニット請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

3 発注者及び受注者は、内訳書の提出後、すみやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。ただし、協議の開始から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 単価合意書（変更後の単価合意書を含む。）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

5 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、〇日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、単価合意書を変更する場合に準用する。

[注] 第1項の〇の部分には、原則として、「30」と記入する。

第3項及び第5項の〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

② 請負代金額の変更方法

本方式の実施にあたっては、請負代金額の変更を単価合意書記載の単価を基礎として定めることが可能なように、工事請負契約書第24条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない項目が生じた場合又は単価合意書によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあつては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあつては、単価合意書記載の単価を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

2・3 (略)

③ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

本方式の実施にあたっては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第25条に以下

のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条（略）

2（略）

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書及び物価資料等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として「14」と記入する。

4～8（略）

④ 不可抗力による損害

本方式の実施にあたっては、不可抗力による損害の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第29条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（不可抗力による損害）

第29条（略）

2～4（略）

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書に基づき算定し、単価合意書に基づき算定することが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6（略）

⑤ 部分払

本方式の実施にあたっては、部分払金の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第37条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（部分払）

第37条（略）

2～5（略）

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

[注] ○の部分には、原則として、「10」と記入する。

7（略）

⑥ 部分引渡し

本方式の実施にあたっては、部分引渡しの場合における指定部分に相応する請負代金の額を単価合意書により定めることが可能なように、工事請負契約書第38条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（部分引渡し）

第38条（略）

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 \times $(1 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2) 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

(記載例)

第◇条 ユニットプライス型積算方式の試行について

(目的)

1. 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、受注者の有する技術力の活用促進、積算業務の合理化等を図ることを目指す「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、別添「ユニットプライス型積算方式実施要領」に基づき行うものとする。

(ユニットプライス規定集)

2. 別添「ユニットプライス規定集」は、ユニット区分毎の単価の協議を円滑に行うため、ユニット区分毎の積算条件を規定したものである。

3. 積算

別途定める「ユニットプライス型積算基準 [試用]」に基づき積算するものとする。

4. 図面

図面は、従来どおりに作成するものとする。

5. 工事請負契約書締結直後の単価協議・合意

工事請負契約書締結直後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する（2. 1）①の契約書記載例参照）ほか、以下の手順により実施するものとする。

* 契約締結後すみやかに、受注者に別記様式1を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。

* ユニット区分毎の単価の協議（以下「単価協議」という。）は、受注者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準 [試用]」に基づき積算した資料に基づき行う。

* 単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。

6. 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。（2. 1）②の契約書記載例参照）

* 請負代金額の変更における変更金額の積算は、既に合意した単価を基本に、別途定める「ユニットプライス型積算基準 [試用]」に基づき積算する。

* 請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

7. 請負代金額の変更後の単価協議・合意

請負代金額の変更後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条5項及び第6項の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ①の契約書記載例参照) なお、請負代金額の変更後の単価協議及び単価合意書の締結は、上記5. の手続の例により実施するものとする。

8. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、工事請負契約書第25条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ③の契約書記載例参照)

9. 不可抗力による損害の額の算定

不可抗力による損害の額の算定は、工事請負契約書第29条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ④の契約書記載例参照)

10. 部分払

部分払の額の算定は、工事請負契約書第37条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ⑤の契約書記載例参照)

11. 部分引渡しに係る請負代金の額の算定

部分引渡しに係る請負代金の額の算定は、工事請負契約書第38条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ⑥の契約書記載例参照)

12. 監督及び検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

第4 その他

1. 本方式の円滑な実施

発注者及び受注者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めるものとする。

2. 効果等の把握

本方式での試行にあたっては、本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、次の項目を基本に、効果及び課題の把握等を行うものとする。

1) 実施により期待される効果

① 積算価格の的確性、市場性の向上

本方式では、発注者と受注者との直接の取引価格を工種単位で蓄積・分析して以後の積算に用いることから、現在の労務単価、資材単価の積上げ方式に比して、現実の市場に即した透明でよりの的確な積算が期待されるため、その効果について把握する。

② 工事目的物と価格との関係の明確化による計画的な事業執行

本方式では、合意された単価は工種毎に直接工事費とそれに連動する間接工事費を合わせたものとなっていることから、工事と価格との関係が明確になり、工事のコスト管理が容易となる結果、発注者及び受注者双方にとって計画的な業務執行が図られることが期待されるため、その効果について把握する。

③ 契約上の協議の円滑化

本方式では、請負代金額の変更等において、あらかじめ合意した価格を用いること、各ユニット毎の条件や費用内訳が明確になることから、以後の設計協議等契約上の協議の円滑化が期待されるため、その効果について把握する。

④ 受注者の有する技術力の活用促進

本方式では、工事の完成型のみを規定し、想定した工法を示さないことから、受注者が行う工法・材料等の選択に自由度があり、有用な技術の活用が期待されるため、その効果について把握する。

⑤ 積算業務の合理化

現在の積上げ方式では、標準的な工法や施工プロセス等を想定し、別途調査した労務単価等を用いて積算を行っているが、本方式では、合意された単価に基づくユニットプライスにより積算を行うことから、労務単価等の調査や工種毎の積上げ積算が不要となり、積算業務の労力が軽減されると期待されるため、その効果について把握する。

⑥ その他の効果

2) 実施に伴う課題

本方式の実施に伴う実務上及び制度上の課題等を把握する。